

運用報告書の適正性に関する確認書

2020年5月19日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本 店 所 在 地 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号

不動産投資信託証券発行者名 日本リテールファンド投資法人

(コード: 8953)

代表者の役職・氏名 執行役員 難波 修一

(署 名)

難波 修一

当投資法人の執行役員である難波修一は、当投資法人の2019年9月1日から2020年2月29日までの第36期営業年度の運用報告書の提出時点において、当該運用報告書における投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。私が不実の記載がないと認識するに至った理由は、下記のとおりです。

記

1. 当投資法人の仕組みについて

当投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。当投資法人は投信法の規定により、資産の運用に係る業務等を三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社（以下、「資産運用会社」といいます。）に、投資主名簿管理、会計帳簿の作成に関する事務等を含む一般事務及び資産保管業務に係る事務を三菱UFJ信託銀行株式会社（以下、「一般事務受託者」といいます。）に、それぞれ委託しております。また、当投資法人の会計監査人は、PwCあらた有限責任監査法人です。

資産運用会社においては、当投資法人の資産運用を行うリテール本部及び当投資法人の経理・決算・税務・情報開示に関する事項等を担当するコーポレート本部が資産運用報告の作成に係る情報集約と内容の正確性の確保に努めています。

2. 資産運用報告の作成プロセス

資産運用会社は、一般事務受託者が作成した会計帳簿をもとに、コーポレート本部が資産運用報告の作成に必要な全ての情報をリテール本部等から集約し、投信法等に規定された様式及び記載表現に従い資産運用報告の原案を作成しております。また、記載内容については、必要に応じて法律事務所及び税理士法人による助言を受けるとともに、会計に関する部分について会計監査人による監査を受けております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 資産運用報告を適正に作成するための十分な体制及び作成プロセスが上記1. 及び2. のとおり構築されており、かつ実施されていること。
- (2) 上記(1)の体制及び実施の状況等について、資産運用会社では、内部監査規程に基づき毎年内部監査を実施し、内部管理態勢等の状況及び内部管理体制の有効性を評価・検証していること。
- (3) 資産運用会社から、当投資法人の資産運用の状況等について月2回程度の頻度で開催される当投資法人の役員会において報告を受けており、上記(1)の体制及び実施の状況等について確認していること。
- (4) 一般事務受託者から提出される会計帳簿及び資産運用会社の役職員から受領した当投資法人に係る重要な情報等に基づき、当該資産運用報告が作成されていること。
- (5) 当投資法人の会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人から、当該計算期間に関する投信法第130条に規定される監査の結果、重要な指摘事項がないことを確認し、かつ監査報告書を受領していること。
- (6) 資産運用報告の作成にあたって、投信法、投資法人の計算に関する規則等の関係法令に関し、必要に応じて法律事務所から助言を得て適法性を確認していること。

以 上